

国際秩序の変化と日本の針路

Changes of International Orders and the Direction of Japan

吉原修 ^{*1}

YOSHIHARA, Osamu

In the twentieth century, there occurred two major changes of international orders which followed respectively the end of a colonialism and the beginning of a collective security system. Colonialism remained the basis of European expansion and domination for more than four centuries and a half until the middle of the twentieth century, when it was put to an end. Collective security was first institutionalized by the League of Nations and then succeeded and developed by the United Nations. Each of the two is responsible for a broad and deep change of attitude of nations concerning war and security.

keywords: international order, colonialism, collective security

国際秩序、植民地主義、集団的安全保障

1. 20世紀の変化

いかなる社会にも秩序がある。秩序は簡単には変わらないが、不变ではない。たとえば日本社会に深くかかわりのある秩序の中で、終身雇用は現在も生きているが、家父長制はすでに見られなくなった。国際関係の秩序も例外ではない。冊封体制が基礎にあった東アジア、あるいはローマ法王が国王以上の権威を有していたヨーロッパには、現在の主権国家による国際秩序とは別の秩序が支配していた。ソヴィエト連邦の崩壊によって冷戦が終結したあと、新しい国際秩序とはどのようなものかについて、これまでのところ明確な結論は得られていないようである。筆者は冷戦とは関係なく、冷戦の終了前に国際秩序が大きく変化したと考えている。その変化の時期を特定することは困難であるが、冷戦の時期と重なっていたことは確かである。そしておそらくはそのために変化の意義は十分認識されないまま、冷戦の終結を迎えた。本稿では、20世紀に生じた国際秩序の変化とそれに対応して日本がとるべき針路について論じたい。

国際関係の観点から20世紀を振り返ってみたとき、二度にわたる世界大戦、ソヴィエト連邦の崩壊による冷戦の終結、あるいは国際連盟と国際連合という普遍的な国際機関の設立などは、忘ることのできない大事件である。これらのできごとは古い国家を消滅させ、あるいは新しく生み出した。また多くの人々の運命と生死を左右するなど、さまざまな大きな痕跡を後に残した。しかしながら、これらの劇的な事件に比べると目立たないけれども、後に残す痕跡はおそらくはるかに永続する国際秩

序の変化があった。変化の結果はすでに人々の意識に根を下ろし、国家の行動に影響を与えている。それは数百年間続いてきた国際秩序を変えるものであった。新しい国際秩序によって国際関係は変容を始め、現在も変容を続けている。過渡期が終われば国際関係が一新したことか誰の目にも明らかになるだろう。わたしの言う変化は、第一に4世紀半にわたる国際秩序であった植民地主義が終焉したことである。第二は集団的安全保障が具体的な制度として機能し始めたことである。

ア) 20世紀後半に植民地主義が終焉するまで、国際関係の中で植民地の獲得と支配は強国の当然の権利とされ、それに対する抵抗や独立闘争という血なまぐさい歴史があった。他民族の征服と支配を認める国際秩序の消滅は歴史上の大事件である。植民地主義の終焉は、特定の戦争や革命あるいは武力による闘争によってたらされたのではなかった。人はこのように平穏裡に達成されたことには強い印象を持たないと見えて、この事件の意義が十分認識されているとは思えない。植民地主義の終焉は20世紀の歴史における驚くべきできごとである。また植民地主義の終焉の意義がほとんど論じられていないことも、それ自体同じく驚くべきことである。

イ) 国家間の戦争に触れることなく国際関係の歴史を記述することは、そもそも可能であろうか。このような疑問がもつともと思われるほどに、歴史上戦われた戦争の数はおびただしい。かつては決闘や仇討ち、あるいはリンチが民事紛争を解決する手段として認められていたように、戦争は国際関係において正義を実現するための

*1 国際文化学科教授

最後の正当な手段であった。ウェストファリア体制において戦争は、主権平等を前提として、主権国家同士の間で戦われた。集団的安全保障は、このような戦争観を覆すものである。そこでは戦争はもはや当事国だけで処理されるものではなく、多數の国にとって共通の問題とみなされ、共同の対処方法が決定される。社会が個人の上位にあって個人間の暴力的行為を規制するのと同じように、国際社会が主権国家の上位にあって国家間の武力対立を規制するのである。主権を至上のものとしてきた従来の国際秩序は変わらざるを得ない。集団的安全保障は、国際連合が発足時に予定していたとおりに機能していないことから、多くの識者によってその限界や挫折が指摘されてきた。しかしその反面、集団的安全保障が生み出した新しい意義が看過されるきらいがある。集団的安全保障が制度化されたことによって、人々の意識は変わり、現実の国際関係は変容を始めたのである。

2. 植民地主義について

(I) 植民地主義とは何か

まずわたくしが論じようとしている植民地主義について明確にしなければならない。本稿における植民地主義とは、「15世紀末以降に、ヨーロッパの国家がみずから、または国家の承認あるいは支援を得たものが、非欧州地域に植民地を獲得し支配したすべての行為」である。本稿は植民地主義そのものを論じるのが目的ではないので厳密な定義は意図していないが、この定義について簡単に敷衍する。

対象とする時期である。植民活動は古代ギリシャの時代から行われてきたが、ここでは15世紀末以降に限定する。その理由は、20世紀の後半に終焉した植民地主義がその時期に始まり、4世紀半にわたって一貫した国際秩序を形成してきたということである。それ以前の植民活動は、20世紀の国際秩序には直接つながるものではない。いわゆる大航海時代は15世紀の前半から始まったとされるが、コロンブスのアメリカ航海およびそれに続く「新大陸」の征服は、ヨーロッパによる植民地主義の始まりを告げる象徴的な意義を有する。

「植民地」はさまざまな名称や形態を含む概念である。広く捉えて、ヨーロッパ諸国がヨーロッパ域外に獲得し、支配した領土とする。19世紀後半以降は、ヨーロッパ以外にアメリカ合衆国および日本が獲得し、支配した領土が加わる。ヨーロッパ域内にもこの「植民地」に類似した領土が存在するが、ここでは対象外とする。

オランダ、イギリスおよびフランスがそれぞれ設立した「東インド会社」が国家から特許を得て植民地主義を展開したように、植民地を獲得し支配する行為の主体は国家に限られない。これらの「会社」の目的は富の追求であった。アメリカ大陸を征服した初期のスペイン人が現地の「金銀財宝」を力なく奪ったやり方は、いつまでも続かなかったから、各会社では交易という方法が用いられた。オランダ東インド会社による長崎での日本との交易は、平和的でありかつ大きな利益を上げたと言われるが、交易がいつも平和的なものであったわけではない。必要があれば各会社は、自前の軍事力を行使して原住民社会を支配し、交易に携わるために居留する自国民に対する行政事務も行った。植民地の獲得や支配は富の追求という各会社の目的を達成するために行われたのである。

(2) トルデシリヤス条約とベルリン会議

20世紀に終焉を迎えるまでの4世紀半以上の間、ヨーロッパ諸国にとって植民地主義は一貫して国際秩序を形成していたのであり、それが一般的な形で否定されることではなかった。植民地主義が一貫していたことを象徴するものとして、1494年のトルデシリヤス条約および1884年のベルリン会議に簡単に触れておく。

ア) トルデシリヤス条約はローマ法王の承認のもと、1494年にスペインとポルトガルとの間で結ばれた条約である。大西洋上に子午線を定め、その西側にスペインの支配権を、また東側にポルトガルの支配権を認めた。ただしすでにキリスト教徒の支配者が治めている領土は対象外とされた。初期の植民地主義がキリスト教の布教と一体であったことを示すものである。条約はその後のスペインによるアメリカ大陸征服を法的に裏付けるものとなつた。なおポルトガルはインド経由で現在のインドネシアに達する一方、スペインはマゼラン海峡を超えて太平洋を横断し、世界一周を果たしたので、太平洋側にも境界線を引く必要が生じた。この結果1529年にサラゴサ条約が締結された。これら二条約によって、非ヨーロッパ世界はスペイン、ポルトガル両国によって完全に分割され、いずれかの支配圏に属すこととなつた。その後ポルトガル、スペインの国力は下降し始め、他方でオランダ、イギリス、フランスが強力な植民地主義を開始するにつれて、これら二条約は歴史的な使命を終えた。

イ) アフリカ大陸へのヨーロッパ諸国の進出は19世紀に活発になった。17世紀以降スペイン、ポルトガルに代わって植民地支配を拡大してきたオランダ、イギリス、およびフランスに加えて、イタリア、ドイツそれにベル

ギーなどがアフリカへの関心を高めた。このため、アフリカ植民地の境界をめぐる欧洲諸国間の紛争が懸念される状況となり、アフリカにおける関係国の勢力範囲を調整する目的で1884年にベルリン会議が開催された。ベルリン会議の開催はトルデシリヤス条約締結から400年近くあとのことであるが、両者の本質は同じである。列強間の無用の紛争を避けつつ、世界の分割支配を円滑にすることであった。

このように国際秩序としての植民地主義は、17世紀半ばのウェストファリア体制の始まりよりもっと早い時期に成立し、20世紀の半ばまで続いた。

(3) 国際連盟および国際連合の姿勢

何か植民地主義を終わらせたのであろうか。前述したように、植民地主義の終焉は特定の流血事件を伴うことなく実現した。これは興味深く、なぞめいたテーマである。国際連盟や国際連合が主要な役割を果たしたのであれば、筋書きは分かりやすいが、実はそうではない。国際連盟は植民地主義に取り組むことを避け、国際連合も発足当初は及び腰であった。まずこれら両機関の姿勢を概観する。

ア) 国際連盟は、第一次世界大戦の戦後処理の一環として戦勝国によって設立された。当時までの戦後処理には植民地の問題が含まれるのが常であった。国際連盟規約には委任統治に関する一章がある。委任統治は敗戦国であるドイツおよびオスマントルコの植民地処理に関する新しい方法として導入された。それまでの戦争においては、勝者が敗者から領土の割譲を受ける慣行がしばしば見られた。第一次世界大戦に近い例を見れば、日清、日露戦争の結果、日本は台湾、および南樺太を得た。米西戦争でアメリカ合衆国はフィリピン、グアム、およびプエルトリコを得た。そのような従来の慣行に従えば、敗戦国ドイツとオスマントルコが植民地として保有し支配していた領土は、戦勝国への割譲の対象になるべきものであった。アメリカ合衆国のウィルソン大統領はこの慣行をなくしたいと考えたらしい。しかしヨーロッパの戦勝国が領土の割譲を主張したので、妥協の産物として委任統治という仕組みが生まれた。

国際連盟規約第22条は、「今次ノ戦争ノ結果從前支配シタル国ノ統治ヲ離レタル植民地及領土」の後見の任務を先進国に委任することに関して規定したものである。この規定によって委任統治領の受任国となった「先進国」は、イギリス、フランス、日本など戦勝国であったから、実質は敗戦国が保有していた植民地の割譲と変わらない

ものになった。国際連盟規約には植民地主義の是非に関する規定は存在しない。わずかに第23条において、連盟国は「自國ノ監理ニ属スル地域内ノ土着住民ニ対シ、公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス」とあるのみである。ウィルソン大統領は民族自決の原則を戦後の枠組みの一つにしたかったと言われているが、国際連盟にはその考えは生かされなかった。つまり国際連盟は植民地主義について第一次世界大戦前の状態をそのまま肯定したのである。

イ) 国際連合は、国際連盟と同様に、第二次世界大戦の戦勝国の意向によって設立された。憲章の規定は、植民地主義に関して国際連盟規約よりも前進したことを示そうとした跡が見えるが、前進と評価できることは何もない。結局は何も変わらなかつた。

まず第1条第2項において、「人民の同権及び自決の原則」に言及しているが、この項の主眼は「諸国間の友好関係を発展させる」ことであり、自決の原則はそのための基礎として尊重されるべきものに過ぎない。

第11章「非自治地域に関する宣言」はその標題からは、正面から植民地主義を取り上げたものに見える。しかし中身は至って不十分である。第73条は、「人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域の施政を行う責任を有し、又は引き受ける国際連合加盟国」の義務を規定している。その内容は、関係人民の文化の尊重、虐待からの保護、人民の政治的願望に妥当な考慮を払うこと、人民の自由な政治制度の漸進的発展について人民を援助することなどに過ぎない。この規定からは植民地主義を終焉させようとする意志はうかがえない。国際連盟規約は、第22条で、「近代世界ノ激甚ナル生存競争状態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民」に対して「福祉及発達ヲ計ルハ、文明ノ神聖ナル使命」であると高らかに宣言した。国際連合憲章の規定が前進したとすれば、連盟規約の大げさな時代がかった表現を回避したことだけであり、植民地主義に対する基本的な姿勢には変化はない。

続く第12章の国際信託統治制度は、国際連盟の委任統治制度を引き継ぐとともに、「第二次世界大戦の結果として敵国から分離される地域」の処理を規定したものである。国際連盟の前例を踏襲、拡大したものである。

(4) 植民地主義の終焉（植民地独立付与宣言）

国際連合の発足時点までの状況は以上のとおりであり、植民地宗主国の人々の意識は、19世紀末とさして変わらなかつたことを示している。しかし、第二次世界大戦が

終了してから 15 年後に植民地主義は終焉を宣言された。

1960 年 12 月 14 日、国際連合総会は、「植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言（植民地独立付与宣言）」を採択した。宣言はあいまいな姿勢に終始した憲章規定とは見違えるように、明快である。その前文は、「いかなる形式及び表現を問わず、植民地主義を急速かつ無条件に終結せしめる必要がある」と簡明に表現している。

本文の項目も、率直であり、紛れがない。いくつかを例示すれば次のとおりである。

「すべての人民は、自決の権利を有する。」

「政治的、経済的、社会的又は教育的準備が不十分なことをもって、独立を遅延する口実としてはならない。」

「信託統治地域及び非自治地域又はまだ独立を達成していない他のすべての地域において、これらの地域の住民が完全な独立及び自由を享受しうるようするため、

（中略）すべての権力をかれらに委譲するため、速やかな措置を講じる。」

これらの項目は、国際連盟規約、および国際連合憲章の関連規定と比べて、植民地主義を否定する立場を疑問の余地なく表明した。4 世紀半にわたるヨーロッパ諸国の行動を支えてきた考え方を完全に否定したのである。それはつまり従来の国際秩序の崩壊を意味する。国際連合憲章の規定が示すように、その発足時には植民地主義を否定する考えは示されなかつたのに、15 年後には完全な方向転換がなされたのである。この 15 年間には、多くの植民地で独立運動が起り、首尾よく独立を果たした例と厳しい弾圧に潰えた例とが混在している。つまり植民地住民の独立闘争が効果を挙げ、宗主国を力で屈服させた結果として植民地主義が終焉し、国際連合の宣言に至ったと理解することはできないのである。

「植民地独立付与宣言」の表決結果は賛成 89、反対 0、棄権 9(アメリカ合衆国、イギリス、オーストラリア、スペイン、ドミニカ共和国、フランス、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ)であった。この宣言には法的拘束力はないので、棄権した諸国はこれに従う義務はない。そのような事情もあり、この宣言そのものが植民地主義を終焉させたと見なすことも正確ではない。他方、宣言の後で多くの植民地が独立を果たしたこと、さらに独立に反対する宗主国の武力弾圧がもはやなくなったことは事実である。上記の棄権した諸国もその後植民地主義の終焉を受け入れたと考えられるので、「宣言」は法規範として確立したものと見なしてよいであろう。宣言が示している時代の変化をもたらした力が何であったのかは、それ自体興味深い主題である。しかしここでは、もたらされ

た結果だけに注目しよう。

3. 集団的安全保障について

(1) 基本的考え方

植民地主義の終焉とは対照的に、集団的安全保障については極めて多くの論考がある。したがって集団的安全保障とは何かについて改めて詳述する必要はないであろう。その眼目は上記 1. イ) で述べたとおり、集団的安全保障は戦争と平和の問題を当事者だけのこととせず、多くの国が共同で事態に対処しようとすることである。このことは中立の問題についてもそれまでの考え方を変えてしまった。かつて戦争においては、すべての国は交戦国か中立国かに分かれた。A 国の侵略を受ける B 国は、侵略に対して自力で反撃するか、特別に条約などで約束している同盟国の助力を受けて反撃した。これらの諸国だけが交戦国であり、その他はすべて中立国であった。中立国がたとえ B 国に同情を寄せてても、戦争に巻き込まれたくないと考え中立を維持する以上は、A 国の撃退に力を貸すことは中立違反であり、国際法上の不法行為となつた。

しかし集団的安全保障体制の下では、中立国は存在しない。このことを国際連盟規約は、「(略) 戦争ニ訴ヘタル連盟国ハ、当然他ノ総テノ連盟国ニ対シ戦争行為ヲ為シタルモノト看做ス」(第 16 条) と表現した。同規約には、どの国が「戦争ニ訴ヘタ」のかを認定する方法が規定されていないという大きな欠陥があつた。国際連盟が戦争の防止に十分な役割を果たすことができなかつたのは、このような制度的な欠陥のためであるが、斬新な集団的安全保障の考え方を成文化しようとした意図は十分伝わる表現である。現在の国際連合憲章のものとでは、安全保障理事会に大きな権限を与えてその欠陥を防ごうとした。同理事会が A 国の侵略を決定すればすべての加盟国が自動的に A 国の敵側に回ることになり、中立維持の選択肢はないということである。そのようにして共同で A 国の侵略に対処するのである。事実、1990 年のイラクによるクウェイト侵攻はそのようにして撃退された。

(2) 意図された限界

国際連盟規約は集団的安全保障の考え方を初めて成文化し、国際連合憲章は連盟の失敗を教訓としてより実効性のある集団的安全保障の仕組みを構築しようとした。すなわち規約及び憲章の規定はそれぞれが具体的方法論の一つであった。理念は同じであつても、それを具体化する制度はさまざまである。国際連盟規約が不完全であ

つたのとは別の形で、国際連合憲章はやはり不完全なものである。憲章が規定している仕組みは集団的安全保障体制のための唯一の仕組みでもなければ、理想的な仕組みでもない。憲章の起草者が、起草の時点で、多くの国の合意を得られる妥当なものであると見なした仕組みに過ぎない。

国際連合憲章は、安全保障理事会の常任理事国の間に意見の一一致があることを前提としている。一致がない状況では、その仕組みを発動しないことが憲章の規定である。このような限界のあることが当初から意図されていたのである。従って国際連合が果たすべき機能を果たしていないとして、集団的安全保障体制が失敗した、あるいは挫折したと断定するのは正確ではない。国際連合の集団的安全保障が機能し、あるいは機能しなかった実際の数例を見てみる。

ア) 1990年のイラクによるクウェイト侵攻に際して、安全保障理事会は決議660（8月2日）において、国際の平和と安全の破壊があったことを決定した。その後一連の関連決議を経て、決議678（11月29日）において、加盟国が当該地域の国際的平和および安全を回復するため必要なあらゆる手段を取る権限を与えた。武力行使容認決議と呼ばれるものである。この決議を受けて加盟国による対イラク作戦が実施され、イラクによるクウェイト支配を終了させ、クウェイトの独立が回復された。

イ) 2006年10月14日、北朝鮮の核実験に関して、安全保障理事会は決議1718を採択した。決議は前文において、北朝鮮が実施したとする核実験は緊張の増大をもたらすものであり、憲章第39条を受けて国際の平和と安全に対する明白な脅威であると断定した。そして憲章第41条のもとでの措置を取るとして、一連の非軍事的措置を決定した。

ウ) 1979年のソヴィエト連邦によるアフガニスタン侵攻に際しては、安全保障理事会は何らの行動をとることもできなかった。代わって総会が、ソヴィエト連邦の軍隊がアフガニスタンから撤退すべきことを表明する決議を採択したが、加盟国が強制力を持つ行動をとることはなかった。

ア) トイ) は、集団的安全保障が発動されたことを明白に示す例である。特に前者はクウェイト併合を目的とする侵略に対処したものであり、その意義は極めて分かりやすい。次の例の北朝鮮の核実験は軍備増強を目的とした行為である。国際連盟の前の時代には、軍備増強は各国の内政問題であり、外国から規制を受けるいわれは

なかつた。また直接の脅威を受ける近隣国以外には関心の範囲も限定されていた。集団的安全保障の仕組みがなければ、北朝鮮の核実験が加盟国全体の問題として取り上げられることはありえなかつた。最後のウ) が、国際連合による集団的安全保障の機能が発揮されない典型的な事例である。すなわち拒否権を持つ常任理事国に向かわれる場合には、国際連合は行動しないように意図されているのである。

(3) 集団的安全保障の始まり

上記の数例が示していることは、国際連合は憲章に規定された集団的安全保障に関するすべての仕組みを発動するには至っていないが、集団的安全保障体制が失敗、あるいは挫折したとするのは客観的に見て正確ではないことである。本稿の目的は、理想的な集団的安全保障体制のあり方を議論するのではなく、現実に機能している集団的安全保障体制の意義を評価することである。この目的に照らせば、国際連盟は集団的安全保障の理念を始めて成文化したこと、また国際連合では少なくない事例において集団的安全保障体制の運用に成功したことが重要である。いわば国際連盟によって第一次集団的安全保障体制が構築され、そこでは十分な成果を挙げることなく終わった。次いで国際連合による第二次集団的安全保障体制においては、失敗に終わった事例も多いが成功例も少なくない。その事実は集団的安全保障の理念が単なる観念論ではないことを証明したと言つてよいであろう。

植民地主義の終焉プロセスは比較的短期間の間に、かつほぼ完全な形で完了した。このため1960年の植民地独立付与宣言から半世紀も経たない現在においても、植民地の征服や支配はすでに遠い過去の歴史的できごととしか感じられなくなっている。これに対して、集団的安全保障体制のプロセスはゆっくりしたものである。その果たしている役割も、現状においては、戦争のない世界を願う人々の期待に応えるには程遠いと言わざるを得ない。第一次及び第二次集団的安全保障体制が人類の望みうる最良のものでないことは明らかである。今後諸国家の役割や立場の変化に応じて、更なる修正版が幾度も現れるに違いなく、将来の集団的安全保障体制がどのような形態に行き着くかは予測しがたい。

戦争は人類が共同体を作りだし、共同体の内部と外部との区別が生じたときに始まった。集団的安全保障は、そのような長い歴史のある戦争について、これまでにはなかつたまったく新しい考え方で行動しようとするものである。それだけに理念の制度化には時間をかけた試行錯誤が不可欠であるのかもしれない。いずれにせよ集団

的安全保障は、戦争の惨禍に取り組む方法論としては画期的なものであり、今後幾世紀にもわたって後戻りすることなく国際関係の基本的な秩序を構成するに違いない。われわれはその始まりの段階にいるのである。

4. 国際秩序の変化

植民地主義の終焉と集団的安全保障の始まりとは、まったく異なる経過をたどってきた。しかし重要な共通点がある。いずれも国家の存立や軍隊の役割に深く関わり、またなぜ人類は戦争をしてきたのかとの疑問にも関連していることである。したがって当然ながら、その部分の主要な変化は必然的に国際秩序の変化として現れる。植民地主義の終焉および集団的安全保障の始まりのいずれか一つが単独で生じても、国際関係は大きく変化するであろう。20世紀にはこれら二つの新しい要素が現れ、複合的に働く状況が作り出された。

(1) 植民地主義の終焉がもたらしたもの

植民地主義が国際秩序の根幹を成していた時期においては、武力に勝る強国が植民地を獲得し、支配することが認められた。いったん植民地となつた地域の住民がその支配から抜け出すためには、ほとんどの場合、武力によって宗主国を屈服させなければならなかつた。イギリス相手に戦われたアメリカ合衆国の独立戦争はその最初の例である。また19世紀前半に多くの中南米諸国がスペインおよびポルトガルからの独立を果たした。すでに弱体化していた両宗主国は、ナポレオンの侵略によっていつそうの凋落と政治的混乱に陥つたため、植民地による独立運動を阻止する実力を失つていたのである。

第二次世界大戦の終了後、植民地が平和裏に独立する事例が増加し始めたが、同じ時期に宗主国側が独立運動に対して弾圧をもつて臨んだ例も少なくない。しかし植民地独立付与宣言が採択された1960年以降は、植民地主義の終焉によって、住民の多数が独立の意思を表明するだけで独立への道が開かれるようになった。こうして多くの新国家が独立した。1960年以降に独立した国家の中には、貧困にあえぎ、援助依存から抜け出せない最貧国や、人口および領土が著しく小さい国家が数多くある。そのような国家も独立を否定されることはなくなった。かつての国際関係の中では、疑いなく「近代世界ノ激甚ナル生存競争状態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民」(国際連盟規約)と見られたであろう。このため住民が自らの意思で独立しないことを選択する例もある。フランスへの帰属を維持しているニューカレドニアはそのような例である。表面的には植民地と同様であるとしても、それは

植民地ではない。

植民地主義の終焉は、また、新しい植民地の獲得を不可能にした。それは植民地化を目的とする外国の侵略が許されなくなつたことを意味する。もちろん外交的な駆け引き、謀略、経済支配など非軍事的な手段による属国化の可能性は排除されえないが、軍事力による植民地化はなくなつたのである。かつての世界において植民地に陥る可能性にさらされていた小国にとっては、この上ない福音であろう。そのような国安全保障政策は、かつてとはまったく異なる前提の上に議論されるべきものとなつた。

国際関係における軍事力の果たす機能にはさまざまな側面がある。いずれにせよ間違なく言えることは、軍事力が植民地の獲得と支配のために、一方においては被征服地に向けて、また他方においては主としてヨーロッパの宗主国諸国間の抗争に使われたことである。植民地主義が終焉した世界においては、このような植民地に関する軍事力の使用がなくなる。これは単純な帰結である。1492年以来、軍事力が使用された事例において、植民地主義に関係するものと、関係しないものとの割合がどのようなものかは明らかではないし、筆者にはそれを実証的に示す能力はないが、植民地主義が巨大な軍事力を必要としたことは疑いがない。その部分がそつくり不要になったことから、植民地主義が終焉した世界における軍事力の持つ意味が変わつたことは明白である。

(2) 集団的安全保障の始まりがもたらしたもの

集団的安全保障においては、中立国は存在しない。「戦争ニ訴ヘタル連盟国ハ、当然他ノ総テノ連盟国ニ対シ戦争行為ヲ為シタルモノト」見なされる。国際連合憲章は、そのような表現を避けたが、考え方は同じである。すべての国際連合加盟国は、国際の平和を回復するために安全保障理事会が決定する措置に従わなければならない。

このような体制の下では、外国の侵略に備えて各国が固有の自衛力を持つこと、また特別の同盟関係を結ぶことの意義を問い合わせ直す必要がある。1990年のクウェイトの例で言えば、クウェイトに強力な自衛力があれば、イラクがそもそも侵攻を意図しなかつたかも知れず、あるいは侵攻を自力で撃退したかもしれない。そのような効果は認識する必要がある。しかし軍隊は多くの国で国家財政を圧迫する要因になるなどの否定的側面を持っている。それのみではなく、いつそう深刻な事実は、軍隊が外敵ではなく自国民にも向けられ得ることである。多くの国で軍隊がク

ーデターの主役になり、あるいは権力者の独裁体制を維持するために政府に反対する人々を弾圧する道具になることである。それを考慮すれば、究極的な国家の安全保障の観点からは、限界のある現在の「第二次集団的安全保障体制」においてさえ、自前の自衛力をまったく不要とする議論が十分ありえよう。

他方において、集団的安全保障を支え、機能させるためには国際連合加盟国全体として十分な軍事力を保持する必要がある。したがって集団的安全保障に参加するすべての加盟国は、いつでも応分の軍事的貢献をすることができるようにしなければならない。このことは自衛のための軍事力が不要であるとする上述の議論と矛盾するものではない。やはりここでも軍事力の果たす役割が従来とは異なっているのである。

(3) 複合的な働き

ここまで使用してきた「植民地主義の終焉」との表現は、「自国外の領土を植民地として征服してはならず、また支配してもならない」という規範（以下「植民地主義終焉の規範」と略す）が普遍的に受け入れられたことを意味している。これに対して、集団的安全保障は「国際の平和及び安全を維持し又は回復する」（国際連合憲章第39条）ための強制力を有する制度である。両者の関係は、国内社会における法規範と執行機関のように一体不可分のものとして制度化されたものではないが、働き方には類似の点が見られる。すなわち植民地主義終焉の規範に反する行動があった場合、その行動が「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為」（同条）と認定されれば、「国際の平和及び安全を維持し又は回復する」ための措置が取られることとなるのである。もしも集団的安全保障体制が存在しなければ、植民地主義終焉の規範を維持するためには、正義を実現するための伝統的な最後の手段である戦争に訴えるしか方法がない。これではかつての植民地主義の時代とあまり変わらなくなってしまう。このように植民地主義終焉の規範は、集団的安全保障体制の支えがなければ、力のない正義になる。

次に反対の側面から考察しよう。先に見たように、第一次集団的安全保障体制は国際連盟の発足した1920年に始まったが、その時点では国際連盟は植民地主義について第一次世界大戦前と同じ姿勢であった。すなわち集団的安全保障の理念は植民地主義の是非とはかかわりがないということである。むしろ国際連盟の時代に植民地主義の打倒を主張する国があつて、連盟加盟国である宗主国の安全を脅かすような行動をとれば、集団的安全保障によってすべての連盟加盟国を敵に回すことになりえた

のである。集団的安全保障体制は植民地主義を擁護する装置にもなりうるのである。このことからわかるのは、集団的安全保障は何か正義かを判断しない、あるいはできないということである。集団的安全保障は、それ単独では正義のない力である。

規範と制度の両者が複合的に働くことによって、正義と力を併せ持つ新しい国際秩序が成り立っていると言える。

5. 日本の針路

(I) 植民地主義の終焉と日本

日本は明治時代に「富国強兵」をスローガンとして、経済発展と軍事力の強化に努めた。軍事力を強化することは、植民地主義の時代においてはやむを得ない選択であった。明治維新前後のアジアの状況を見ればそれは理解できる。清がアヘン戦争に敗北してイギリスの軍事力の前に屈服を余儀なくされた後、1858年にムガル帝国が同じくイギリスによって解体され、1887年にはフランス領インドシナが成立した。このようにアジアの大國が率並み欧州諸国にねじ伏せられるのを目の当たりにすれば、日本が次の標的になることを否定する根拠はなかった。現代の目で見てもそうである。ましてや、当時の人々にとって国家の存亡を危急の課題と捉えたことは当然であり、みずから植民地化を防ぐために「強兵」が国家の目標となつたのは自然である。そして明治政府による軍事力強化の努力は十分な成果を得て、日本を植民地化から守る当初の目標を達成した。日本がそこでとどまることができなかつたのは、歴史の過酷さである。日清、日露戦争に勝利した後は、日本も列強の地位を獲得して、「植民地にされる国」から「植民地を獲得する国」へと完全に立場が逆転してしまう。植民地主義の時代において列強とは植民地を持つものであった。ベルギー国王のレオポルド2世は、その観念にとらわれて1885年にコンゴを国王個人の植民地として領有した。やはり列強の一員となつた日本は植民地の獲得を始めるに至つたが、結局このアジア侵略政策は無残な失敗に終わった。

以上の歴史は、植民地主義が国際秩序であった世界における新参国家の行動として、特別なものではない。日本の行動は、独善的であつたり、傲慢であつたり、あるいは長期的な展望を欠いていたりする多くの欠点を持つものであつたが、植民地主義という国際秩序の枠をはみ出るものではなかつた。植民地主義の世界で日本がしたことは、第一に植民地主義から自国を守るために軍隊を増強したこと、そして第二に列強として植民地主義を自

ら実践したことである。植民地主義が終焉した時代においては、それぞれが否定される。すなわち第一に植民地主義から自国を守るための軍隊は必要なく、また第二にいかに大国になろうとも植民地主義を実践する余地はない。植民地主義の終焉から帰結される単純な論理であり、次のとおり言いかえてもよい。

ア) 軍事力を持たない小国であってももはや植民地として征服されることを懸念する必要はない。日本の近隣に軍事力を誇示する国はあろう。その国は軍事力の威力を居丈高に宣言することも、領空にミサイルを飛ばすこともある。しかし日本を植民地として征服することはない。明治の指導者のように国家の存立について苦悩する必要はないのである。言いかえれば、日本の植民地化を防ぎ、独立を保つための軍隊は必要なくなった。

イ) 仮に日本に軍国主義的な風潮が復活し、強大な軍隊が再現する事態を想定する。植民地主義の時代においては、強力な日本軍は日本のアジア侵略の主体であり、道具であった。しかし植民地主義が終焉した世界では、日本が侵略して植民地にできる国はどこにもない。日本の軍事大国化を懸念する立場から憲法第九条の改正に反対する人々は、未来の日本軍がどこに進出して、何をすると考えるのであろうか。かつて日本の軍事的侵略と支配の被害を受けた諸国は、日本を牽制するための外交的発言は別として、日本の軍事大国化に脅威を感じる必要は毛頭ない。

(2) 集団的安全保障の始まりと日本国憲法

日本は、集団的安全保障の始まりを明確に捉えた憲法を有している稀有な国家である。日本国憲法起草者は、疑いなく集団的安全保障体制が確立された世界を頭に描いていたであろう。先に述べたように、集団的安全保障体制を支え機能させるためには、加盟国全体として十分な軍事力を保有しなければならず、また各加盟国による軍事的貢献が欠かせない。このような観点から憲法を読んでみると、日本が集団的安全保障体制に貢献するために軍事力を保有すること、あるいは集団的安全保障による措置に参加するため軍事力を提供すること、いずれも禁止されていると解釈することはできない。

筆者の考えは概略次のとおりである。

ア) 前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」との表現は、集団的安全保障の理念を全面的に受け入れるとの思い切った決意表明にほかならない。これが憲法の

基盤を構成しているのであり、これを受けて次の二点が導かれている。

イ) 第一は、前文の続きにおいて「平和を維持し（中略）よう努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と述べていることである。日本がふたたび戦争の原因になることがないという消極的な姿勢では、名誉ある地位を占めることはできない。この表現は、明らかに集団的安全保障体制への積極的な貢献の意志を明示している。

ウ) 第二は、憲法第九条第一項において伝統的な観念である「國權の發動たる戦争」の放棄を表明するとともに、第二項において同じく戦争に付随していた伝統的な要素である戦力の保持および交戦権を否定していることである。集団的安全保障の理念を受け入れれば、これらは必要なくなるものであり、放棄されあるいは否定されることは当然である。したがってここで注意すべきは、放棄されあるいは否定される対象である戦争、戦力および交戦権はすべて伝統的国際法に基づくものであることである。集団的安全保障体制の下でも、これらに類似した軍事的措置、武装した部隊、あるいは軍事的措置に基づく行動にかかる権利義務関係が発生するであろうが、それらは放棄されあるいは否定される対象ではない。

エ) このように集団的安全保障の理念が日本国憲法の基盤になっていることを理解することなく、第九条の文言だけにとらわれていれば全体像は見えてこない。特に第九条の規定を根拠として、日本は国際連合の決定する軍事的措置には参加できないと解釈するのは誤りである。何よりも「国際社会において名誉ある地位を占めたい」と誇りを持って明言している憲法が、日本の安全と生存を保持するために平和を愛する諸国民が生命を賭すことを期待する一方で、諸国民の安全と生存のためには日本国民は危険を冒してはならないというような卑劣な立場を命じているとは到底考えられないからである。このことは、前文の後段にある「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」、あるいは「いざれの国も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならない」といった表現によってもいつそう明確になると考える。

(3) 日米安全保障条約の使命

日本国憲法の制定時、日本は集団的安全保障によって日本の安全と生存を保持する決意を表明したが、冷戦の開始によって補完的な安全保障の仕組みを必要とするに至った。それが日米安全保障条約である。上述したとお

り、第二次集団的安全保障体制には意図された限界がある。冷戦がその限界をあらわにしたのである。

日米安全保障条約は、日本に対する武力攻撃の事態において、国際連合の集団的安全保障が機能するまでの間の日米共同防衛について定めたものである。この条約締結時においては、冷戦状態にあったソヴィエト連邦の軍事的な脅威が実体のあるものと認識されていた。その認識が誤りと言えないのは、ソヴィエト連邦が社会主義政権を樹立するために外国の左翼勢力を支援し、そのためには軍事的な介入を辞さなかったからである。明治維新のあとの時代において日本が直面した植民地主義は国家の存立を脅かすものであった。冷戦が突きつけたのはそれとは異なり、ソ連の武力支援を受けた勢力が憲法の手続きを否定して政権を掌握することであった。必ずしも国家の存立を脅かすものではなかったにせよ、憲法を守る立場からは、このような外国の武力介入が予想できる状態において、それに対処する手段を講じることには正当な理由があった。東欧諸国において社会主义路線から外れようとする動きがあれば、ソ連は露骨な軍事力の使用をためらわなかつた。そのような事例を目の当たりにした国民の大多数は、日米安全保障条約の必要性を容易に納得したであろう。

しかし冷戦の終了によって事態は変化した。ソ連自体が消滅し、かつての脅威もなくなった。第二次集団的安全保障体制の限界が日本にとっては深刻なものではなくなったことを意味している。では常任理事国以外の国家による武力攻撃の恐れはなくなったのであろうか。その恐れがなくなったとは言えないであろう。イラクによるクウェイト侵攻の例が示すように、とりわけ独裁的権力者の意向に左右される一部の国家の行動は、時として常識や合理性をはるかに越えることがあるからである。日本の周辺にも気がかりがないとは言えない。しかしそのような事態への有効な対処は、同じくクウェイトの例が示すように、第二次集団的安全保障体制から得られるのである。先に述べたように、それが日本国憲法の指示示す方向である。また、日米安全保障条約第1条は「国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する」と規定している。それが本来の望ましい姿であるからに違いない。

冷戦終了後において、日米安全保障体制を中心とする「日米同盟」を継続する理由として掲げられているのは、たとえば、「北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散など、不安定な要

素が依然存在している」(外務省ホームページ)ことである。確かにこれらの不安定な要素が存在すること、また適切な対策が必要であることは否定されない。しかし國家の独立や憲法の遵守が脅かされる事態に対する備えとは、同列に論じるべきものではない。日米同盟が果たすべきものとされている新しい役割は冷戦時代とは本質的に異質なものであり、冷戦下における第二次集団的安全保障体制の限界を補うこと目的とした日米安全保障条約が使命を終了したことは明らかである。

(4) とるべき針路

以上の考察を踏まえて、日本のとるべき針路は次のとおりである。

ア) 植民地主義の終焉は、明治以来の日本の独立に対する深刻な脅威を取り去った。よって日本は独立を確保するための軍事力を保有する必要がなくなった。日本は、植民地主義終焉の規範を確立する上で国際連合が果たした役割を忘れるべきではなく、国際連合とともに将来において植民地主義が復活することがないよう、努めるべきである。

イ) 冷戦の終了は、外国の軍事的支援を受ける勢力が日本国憲法を否定して政権を獲得する脅威を消滅させた。この事態は、日本が「国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化する」役割を果たす機会を提供している。その役割とは、集団的安全保障の働きを強化することにほかならない。「平和を維持しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」日本が果たすべき役割は小さなものではない。日本はこの目的のために十分な軍事力を保有しなければならない。

ウ) 以上二つの観点から、日本の努力を向ける対象は国際連合である。国際連合が巨大組織の常として非能率を抱えているとも、また安全保障理事会が常任理事国の恣意的な行動によって期待した機能を十分に果たすことができないことがあろうとも、日本にとって死活的な重要性を有する上記二つの使命が遂行されるならば、それだけで日本が国際連合を強力に支える意義は十分である。国際連合以外に、この二つの使命を果たすことができる国家も機関も存在していないからである。

6. 結語

本稿の目的は以上で尽きているが、反論や疑問も容易に想像される。したがって、若干の議論を付け加えて結

語したい。

第一は、いわゆる「中国脅威論」に関するものである。冷戦の終了によってソ連からの脅威は消滅したとしても、常任理事国である中国が無謀な軍事行動に出た場合には、やはり第二次集団的安全保障体制は機能しないではないか、との懸念もある。予見される中国による軍事行動としてもっとも重大なものは、台湾に対するものであろう。しかし仮に中国が武力によって台湾を制圧し、国際連合が手をこまねくしかない事態においても、日本に対する武力攻撃がなければ日米安全保障体制は発動されない。これは明白なことである。もちろんアメリカ合衆国は独自の論理で行動するかもしれないが、それは日米安全保障条約とは直接関係のない行動である。またそれ以外の問題、たとえば昨今しばしば指摘される例で言えば、尖閣諸島を巡る領土問題、東シナ海の資源開発、中国の軍事予算の大幅な伸びなどは、通常の外交関係の範囲で対処を検討すれば足りるものである。国家の独立と国民の生存に対する脅威ではない。

第二は、国際連合が決定する軍事力を含む措置に日本が参加することによって、日本が戦争に巻き込まれる恐れがあるのではないか、との指摘である。国際連合加盟国は安全保障理事会の決定を憲章に従って受諾し且つ履行することに同意している（憲章第25条）。したがって安全保障理事会が軍事的措置を決定した場合、それに参加しなければ局外中立を保つことができることにはならないと考えられる。集団的安全保障においては、戦争が対等な主権国家の間で行われることを前提とした伝統的な戦時国際法は、中立に関する規定を含めそのままではもはや適用されない。さらに、このような法律上の議論とは別の観点から見て、先に引用した日本国憲法前文の精神に従えば、たとえ戦争に巻き込まれても日本は国際連合の集団的安全保障体制を積極的に支えるべきであると考える。大きな目的のためには犠牲を甘受しなければならないことがある。

最後に付言すべき点がある。第二次集団的安全保障体制は何度も述べたように、安全保障理事会常任理事国の行動に対して有効に対処できないという限界がある。このことから、日本とは価値観や体制の異なる国（たとえば中国）が常任理事国であることに反発や抵抗を感じる、もしくはそのような国が同意しない限り何事も決定できない国際連合を強化するよりも、価値観を共有するアメリカ合衆国との同盟を続ける方がよいのではないか、との主張がある。このような文脈で言及される「価値観」は、通常、民主主義、自由、および人権を意味している。確かに中国と日本との間にはそのような価値観は共有さ

れていない。それに対してアメリカ合衆国は、200年以上前から独立宣言および合衆国憲法でこの価値観を高らかに謳ってきた。

しかし同国はこの価値観のもとで何をしてきたか。奴隸を解放することが容易な事業ではなく、やがてそのために南北戦争を必要としたし、奴隸を解放した後も黒人差別問題は長く尾を引いてアメリカ社会の汚点であり続けたのではないか。アメリカ大陸の原住民であった人々を力なく追い出してその土地を奪い、このようにしてフロンティアが消滅した後は霸権を太平洋に拡大して、敵対的であったわけでもないハワイ王国を滅亡させて併合したのではないか。キューバ問題に端を発した米西戦争での勝利に乗じて、ほとんど騙しまし討ちに近いやり方でフィリピンを植民地として支配したのではないか。また日本人の移民を排斥し、日系人を強制収容所へ隔離したことでも忘れてはならない事実である。

これらの行動は先に述べた価値観に明らかに反するものである。このことは、独立宣言および憲法に謳われた価値観が、長い間、アメリカ合衆国の主流を占める「白人」だけに適用されるものと見なされていたことを示しているのかもしれない。この見方が正しければ、価値観は内容だけで評価することはできないことになる。なぜなら、その適用範囲はアメリカ合衆国の主流を占める人々が決定してきたのであり、その部分には人類共通の普遍性を認めることができないからである。少なくとも過去においてはそうであった。残念ながら将来においてどうなるかは予測できない。日本はそのようなあいまいさを含んだアメリカ合衆国の価値観全体を無邪気に許容し、共有したいとは思わないであろう。これに対して、アメリカ合衆国が過去のそのような過ちを自らの手で正してきたことを知れば、今後もたとえ一時的に過ちを犯すことがあっても、それを正す能力を持っているのであるから、十分信頼に値すると言う人がいるであろう。ここでアメリカ合衆国への信頼が妥当かどうかを議論するつもりはないが、その信頼は価値観の共有を根拠とするものではないこと、そして価値観の共有を実は確実な絆とは見ていないと言っているに等しいことは指摘しておきたい。価値観を共有するとの、簡潔にして耳にここちよい表現には、このような油断のならない見えにくい側面があることを忘れてはならない。